

県立都市公園における有料公園施設の利用料金収受事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、県立都市公園（以下「公園」という。）における有料公園施設の利用料金（指定管理者の許可を受けて有料公園施設を利用する者が指定管理者に納付する県立公園の利用に係る料金。以下同じ。）の収受事務について、指定管理者に委託する群馬県立公園条例（昭和33年群馬県条例第23号。以下「条例」という。）、群馬県立公園条例施行規則（昭和33年群馬県規則第28号。以下「規則」という。）及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この要領の適用は、次表に示す有料公園施設とする。

公園名	有料公園施設
敷島公園	陸上競技場、補助陸上競技場、野球場、管理棟（会議室・多目的室）、テニスコート、水泳場、サッカー・ラグビー場
金山総合公園	サイクルモノレール、サイクル電車、変わり種自転車、野外ステージ、座席付昇降機、そり式滑降施設、バッテリー自動車

(事務の内容)

第3条 指定管理者が行う収受事務の内容は、条例第21条の4に規定する利用料金の収受事務とする。

(利用許可申請書及び利用券等)

第4条 指定管理者は、次表の区分により規則第4条第1項第1号で定める競技場等利用許可申請書、同項第2号で定める金山総合公園野外ステージ利用許可申請書及び同条第2項で定める競技場利用申請簿並びに第10条の2第1号で定める水泳場利用券及び同条第2号で定める利用券（以下「利用券」という。）を、指定管理料により印刷・作成し、業務を行うものとする。

公園名	利用券
敷島公園	競技場等利用許可申請書、競技場利用申請簿、水泳場利用券
金山総合公園	金山総合公園野外ステージ利用許可申請書、金山総合公園共通利用券（100円分利用券、500円分利用券、1,100円分利用券）

2 指定管理者は、利用券出納簿（別記様式第1号）を備え、利用券を厳正に管理するものとする。

(利用料金の取扱い)

第5条 有料公園施設の利用料金は、その全額を指定管理者の収入とする。

(領収証書等)

第6条 指定管理者は、有料公園施設の利用料金の納付を受けたときは、納人に有料公園施設利用料金領収証書（別記様式第2-1号）を交付するものとする。

2 敷島公園の指定管理者は、陸上競技場及び補助陸上競技場を個人利用させる場合には、納人に有料公園施設利用料金領収証書に代えて領収書（別記様式第2-2号）を交付するものとする。

(利用券受払簿)

第7条 指定管理者は、利用券受払簿(別記様式第3号)を備えて、受払状況を記録するものとする。

(出納証拠書類の保存期間)

第8条 第4条から第7条に掲げる出納証拠書類の保存期間は、完結後3年間とする。

2 指定管理期間が終了した際には、出納証拠書類は新たな指定管理者に引き継ぐものとする。

(使用状況報告)

第9条 敷島公園の指定管理者は、敷島公園有料公園施設利用料金納入内訳報告書(別記様式4-1-1~2)を当該月分について、基本協定書に基づく月例報告書において翌月10日までに公園管理者あて報告するものとする。

2 敷島公園の指定管理者は、夜間照明施設の使用状況について、公園管理者から請求されたときは、敷島公園有料公園施設夜間照明記録簿(別記様式4-2-1~3)により報告するものとする。

3 金山総合公園の指定管理者は、金山総合公園利用料金納入内訳報告書(別記様式4-3-1~2)を当該月分について、基本協定書に基づく月例報告書において翌月10日までに公園管理者あて報告するものとする。

(利用料金未納入の報告)

第10条 指定管理者は、利用料金が納入されない事態が発生した際には、利用料金収受事務に係る報告書(別記様式第5号)により、速やかに公園管理者に報告し、その指示に従うものとする。

(使用状況の記録)

第11条 指定管理者は、有料公園施設の利用に付随して、条例第4条第1項各号に掲げる行為が行われる際には、公園及び有料公園施設の使用状況を、写真により記録するものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年12月13日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。